

各市町教育委員会教育長 様

愛媛県教育委員会教育長

新型インフルエンザに関する対応について（通知）

メキシコから米国の一部等の地域における豚インフルエンザ事例に対応し、4月27日にWHOの緊急委員会の会合が開催され、WHOは、4月28日に警戒レベルをフェーズ3からフェーズ4に、また4月29日には、フェーズ5に引き上げたところです。

こうした中、「新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画」に基づき、文部科学省高等教育局私学部私学行政課及び同省スポーツ・青少年局学校健康教育課から、別添1のとおり通知がありましたので、特に下記の点について所管の学校、社会教育施設、社会体育施設、文化施設等（以下「所管する関係機関」という。）の職員に対し周知するとともに、適切な対応をお願いいたします。

なお、厚生労働省や農林水産省の新型インフルエンザに関する情報や外務省の渡航関連情報等についても、併せて確認するようお願いいたします。

また、本県においても4月28日には知事を本部長とする「愛媛県新型インフルエンザ危機対策本部」を設置し、対応しているところです。併せて、県内保健所内に発熱相談センターを設け、今回の新型インフルエンザに関する相談を受け付けています。相談受付等に関する詳細な情報は、愛媛県ホームページに記載していますので、確認の上、所管する関係機関や保護者等に周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 日本国内で新型インフルエンザが発生した場合に、文部科学省等及び地方公共団体の保健部局等からの臨時休業等の情報提供や要請に速やかに対応できるよう、愛媛県教育委員会及び市町教育委員会が所管する関係機関との連絡網等について整備・確認しておくこと。なお、各学校においても、臨時休業等の情報提供や要請に迅速に対応できるよう各家庭との連絡網を確認するよう指導すること。

また、新型インフルエンザ発生の情報その他の新型インフルエンザに関する情報で緊急に市町教育委員会及びその所管する関係機関で情報を共有する必要がある場合において、愛媛県教育委員会との連絡体制については、別添2のとおりとする。

- 2 文部科学省や愛媛県等から示される情報や、海外での新型インフルエンザの発生状況や効果的な予防方法等について、新たに得られた情報を児童生徒、その保護者、教職員、所管する関係機関等の職員に迅速かつ確実に周知すること。この際、不確実な情報による不要な不安や混乱を防止し、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導すること。
- 3 メキシコへの修学旅行等（国際交流による派遣や実習船による外地寄港を含む。）については、新型インフルエンザの関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討すること。
- 4 メキシコへの海外旅行、留学等については、新型インフルエンザの関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討するよう所管する関係機関の職員に周知すること。また、学校から保護者や児童生徒等に周知すること。
- 5 重症急性呼吸器症候群（SARS）の教訓を踏まえ、新型インフルエンザ発生国・周辺地域から帰国した児童生徒や教職員等が、各学校において風評により不当な扱いを受けることがないように冷静な対応をとるよう指導すること。また、新型インフルエンザ発生国・周辺地域にある日本人学校等から帰国した学齢児童生徒について、帰国が一時的なものであっても、就学の機会が適切に確保されるよう周知すること。
- 6 発生国・周辺地域から帰国した児童生徒及び入国した留学生や教職員等に対し、新型インフルエンザのような症状を呈した場合には、ただちに保健所の発熱相談センターに相談の上、医療機関等で受診するようあらかじめ指導すること。

（参考）

文部科学省新型インフルエンザ電話相談窓口

対応時間：午前9時～午後7時（平日、休日ともに）

電話番号：03 - 6734 - 2957

【平日昼間】

保 健 所 名	平日昼間 8時30分から17時15分まで
四国中央保健所	0896-23-3360
西条保健所	0897-56-1300
今治保健所	0898-23-2500
松山保健所	089-909-8757
八幡浜保健所	0894-22-4111
宇和島保健所	0895-22-5735
松山市保健所	089-911-1815

【平日夜間及び休日】

保 健 所 名	平日夜間17時15分から21時まで 休日9時から21時まで
四国中央保健所	090-9770-8583
西条保健所	090-9770-8496
今治保健所	090-9770-8495
松山保健所	090-9770-8492
八幡浜保健所	090-9770-8487
宇和島保健所	090-9770-8489
松山市保健所	089-911-1815

参考ホームページ

(首相官邸ホームページ)

<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/index.html>

(厚生労働省ホームページ)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>

(外務省ホームページ)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

(文部科学省ホームページ)

http://www.mext.go.jp/a_menu/influtaisaku/

(愛媛県ホームページ)

http://www.pref.ehime.jp/h25500/1189919_1954.html

【本件連絡先】

愛媛県：089-912-1000（代表）

学校保健（幼児児童生徒）・その他・・・保健スポーツ課学校体育係（内2982）

学校保健（教職員）・・・・・・・・・・教育総務課総務係（内2921）

学校給食・・・・・・・・・・保健スポーツ課保健給食係（内2981）

海外修学旅行・高校生留学・・・・・・・・高校教育課教育指導係（内2953）

国際交流・・・・・・・・・・義務教育課教育指導係（内2943）

帰国児童生徒の受入れ・・・・・・・・義務教育課教育指導係（内2943）

高校教育課教育指導係（内2953）

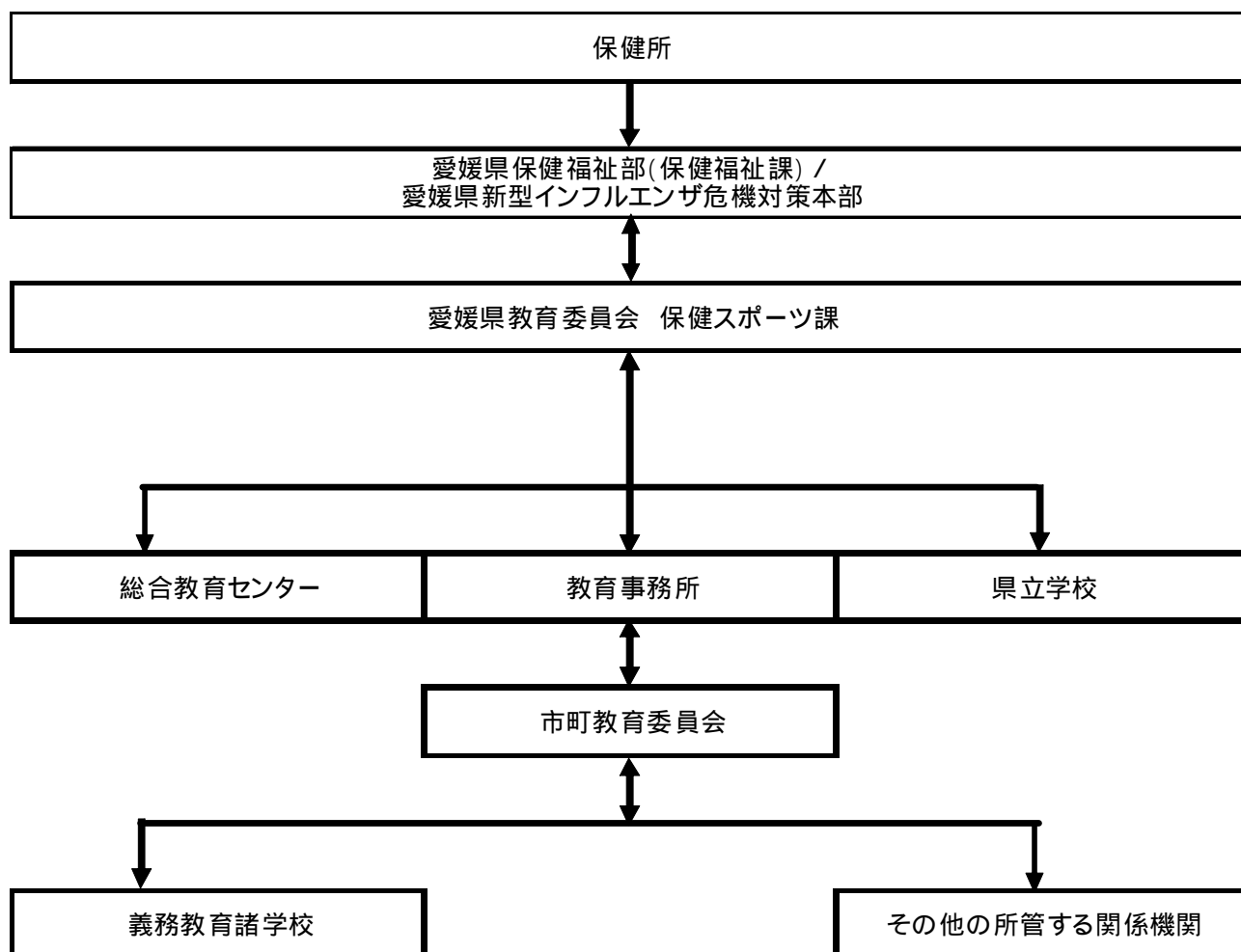
私立学校・・・・・・・・・・私学文書課私学係（内2221）

社会教育施設・・・・・・・・・・生涯学習課生涯学習推進係（内2931）

社会体育施設・・・・・・・・・・保健スポーツ課県民スポーツ係（内2983）

文化施設・・・・・・・・・・文化振興課文化施設係（内2971）

新型インフルエンザに関する緊急連絡網



本連絡網は、新型インフルエンザ発生に関する情報その他緊急に教育委員会及び学校等関係機関等で情報を共有する必要がある場合に使用するものとする。

通常の新規インフルエンザ等に関する問い合わせについては、愛媛県教育委員会各担当課において対応するものとする。

「新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画」（平成21年2月26日改定）
<各論>（抜粋）

<「第一段階海外発生期」における文部科学省の具体的対応>

（4）教育委員会、附属学校を置く国立大学法人及び私立学校担当の知事部局への要請

教育委員会、附属学校を置く国立大学法人及び私立学校担当の知事部局に対して、
（3）の要請のほか、次のような対応を要請。

日本国内で発生した場合（第二段階以降）に、文部科学省等及び地方公共団体の保健部局等からの臨時休業等の情報提供や要請に速やかに対応できるよう、教育委員会、附属学校を置く国立大学法人、私立学校担当の知事部局及び担当者と学校等との連絡網等について整備・確認しておくこと。なお、各学校においても、臨時休業等の情報提供や要請に迅速に対応できるよう各家庭との連絡網を確認するよう指導すること。また、都道府県等からの入学試験の延期等の要請に迅速に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問合せ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築及び第三段階（回復期）以降の受験機会の確保措置の実施方法等についてあらかじめ十分な検討・準備を行うこと。

文部科学省等から示される情報や、海外での新型インフルエンザの発生状況や効果的な予防方法等について、新たに得られた情報を児童生徒、その保護者、教職員、所管施設等に迅速かつ確実に周知すること。この際、不確実な情報による不要な不安や混乱を防止し、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導すること。

患者発生国・周辺地域への修学旅行等については、新型インフルエンザの関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討するよう学校に指導すること。

患者発生国・周辺地域への海外旅行、留学等については、新型インフルエンザの関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討するよう学校から保護者や児童生徒等に周知すること。

海外に留学中の生徒や、海外修学旅行中の児童生徒及び引率教員に対して、在籍中の学校から以下の情報を伝えること。

- ・ 新型インフルエンザの症状、感染経路等
- ・ 効果的な予防方法（人混みの多い場所に行かない、うがい・手洗いの徹底等）
- ・ 症状を呈した場合の対応（医療機関受診等）
- ・ 海外での発生状況
- ・ 外務省の発出する渡航情報及び管轄在外公館による現地関連情報、注意事項等への留意
- ・ 万一の場合の対応や健康に不安がある場合の相談方法（在外公館への連絡等）
- ・ 帰国する際の相談窓口等

重症急性呼吸器症候群（以下、「SARS」という。）の教訓を踏まえ、新型インフルエンザ発生国・周辺地域から帰国した児童生徒や教職員等が、各学校において風評により不当な扱いを受けることがないように冷静な対応をとるよう指導すること。また、新型インフルエンザ発生国・周辺地域にある日本人学校等から帰国した学齢児童生徒について、帰国が一時的なものであっても、就学の機会が適切に確保されるよう周知すること。

発生国・周辺地域から帰国した児童生徒及び入国した留学生や教職員等に対しては、新型インフルエンザのような症状を呈した場合に、ただちに保健所に相談の上、医療機関等で受診するようあらかじめ指導すること。